

## 5 各種届出等

### (1) 各種届出等の概要

#### イ 買換資産を取得する場合における非課税承認の継続の特例【措法40⑤一】

非課税承認を受けて行われた寄附（以下「特定贈与等」といいます。）に係る公益法人等（以下「受贈法人」といいます。）が、非課税承認に係る寄附財産を譲渡し、買換資産を取得する場合で、次の要件を満たすときは、非課税承認を継続することができます（措法40⑤一）。

なお、特定贈与等に係る受贈法人には、措法第40条第6項から第12項までの規定により特定贈与等に係る受贈法人とみなされた法人を含みます（以下、この受贈法人及び受贈法人とみなされた法人を併せて「受贈法人等」といいます。）。また、非課税承認に係る寄附財産には、措法第40条第6項から第12項までの規定により非課税承認に係る寄附財産とみなされた資産を含みます（以下、この寄附財産及び寄附財産とみなされた資産を併せて「寄附財産等」といいます。）。

- (イ) 譲渡する非課税承認に係る寄附財産等（以下「譲渡財産」といいます。）は、受贈法人等の公益目的事業の用に2年以上直接供しているものであること。
- (ロ) 買換資産は、譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得する、譲渡財産に係る公益目的事業の用に直接供することができる譲渡財産と同種の資産、土地及び土地の上に存する権利（国外にある土地若しくは土地の上に存する権利又は建物及びその附属設備若しくは構築物は除かれます（40条通達27。））であること。
- (ハ) 買換資産は、原則として、譲渡の日（譲渡財産の引渡しの日をいいます。）の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供すること。
- (ニ) 受贈法人等は、一定の事項を記載した届出書（91ページ参照）及び必要な添付書類（92ページ参照）を、**譲渡の日の前日までに**受贈法人等の納税地（主たる事務所の所在地をいいます。以下同じです。）を所轄する税務署長に提出すること。

#### 「同種の資産」とは

同種の資産とは、例えば、寄附財産が土地の場合は土地及び土地の上に存する権利、建物の場合は建物及び附属設備、書画の場合は書画及び骨とうをいいます（40条通達29）。また、寄附財産が株式である場合には、同種の資産として株式のほかに公社債及び投資信託の受益権が含まれます（措規18の19⑨）。

なお、公社債及び投資信託の受益権には、割引の方法により発行される公社債及びいわゆる無分配型の投資信託の受益権などは含まれません（40条通達29(注)）。

#### ロ 特定買換資産を取得する場合における非課税承認の継続の特例【措法40⑤二】

受贈法人等が、寄附財産等（承認特例の適用を受けて行われたものを除きます。）を譲渡し、特定買換資産を取得する場合で、次の要件を満たすときは、非課税承認を継続することができます（措法40⑤二）。

※ この特例の適用対象となる受贈法人等は、特定管理方法（「1 制度の概要」の「(2)ロ 承認要件」の(ロ)のA、B(b)、C、D、Eに掲げる方法をいいます。）により管理を行う承認特例対象法人（国立大学法人等、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、社会福祉法人又は認定NPO法人等）に限られます。詳しくは、9、10ページを参照してください。

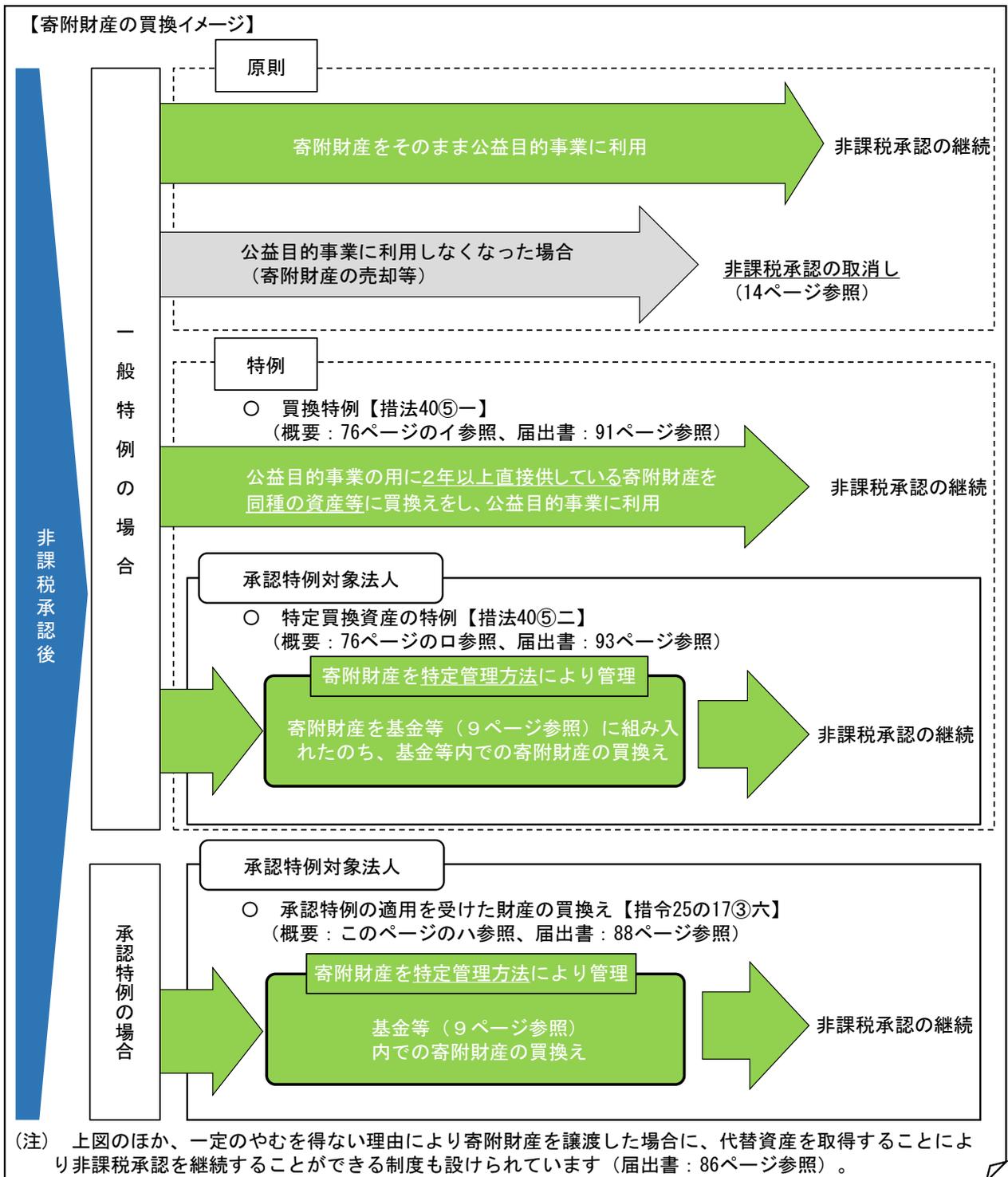
- (イ) 譲渡財産は、特定管理方法により管理しているものであること。
- (ロ) 特定買換資産は、譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得する資産であること。

- (ハ) 特定買換資産は、特定管理方法により管理すること。
- (ニ) 受贈法人等は、一定の事項を記載した届出書（93 ページ参照）及び必要な添付書類（94 ページ参照）を、**譲渡の日の前日までに**受贈法人等の納税地を所轄する税務署長に提出すること。

ハ 承認特例の適用を受けた財産等の買換えを行う場合【措令 25 の 17③六】

承認特例対象法人が、承認特例の適用を受けて行われた寄附に係る財産又は特定買換資産で特定管理方法により管理されていた財産を譲渡して、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得する財産を引き続き特定管理方法により管理する場合は、非課税承認を継続することができます（措令 25 の 17③六）。

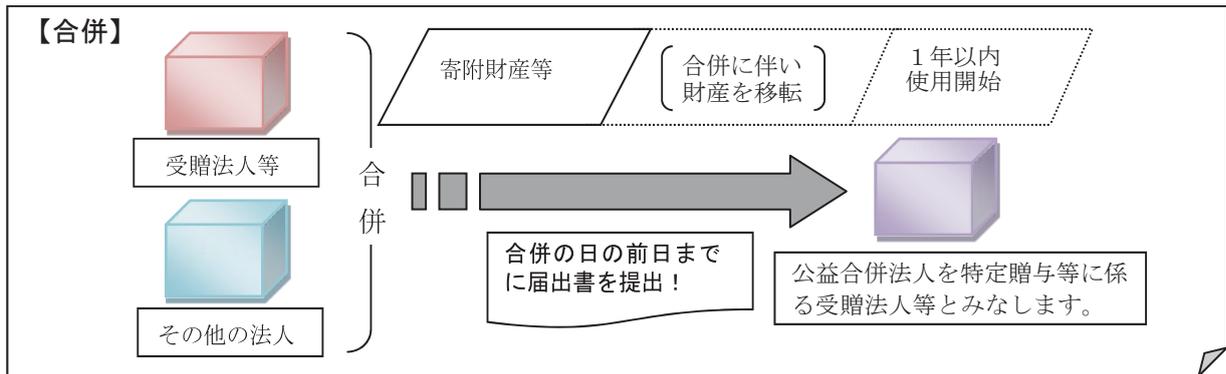
なお、この買換えを行った際には、一定の事項を記載した届出書（88 ページ参照）及び必要な添付書類（89 ページ参照）を、受贈法人等の納税地を所轄する税務署長に提出してください。



二 特定贈与等に係る受贈法人等が合併する場合における非課税承認の継続の特例【措法 40⑥】

特定贈与等に係る受贈法人等が、合併により寄附財産等を合併後存続する他の公益法人等や合併により新たに設立される公益法人等（以下「公益合併法人」といいます。）に移転する場合に、公益合併法人が、その移転を受ける寄附財産等を、原則として、合併の日（吸収合併の場合はその合併の効力の生ずる日、新設合併の場合は公益合併法人の成立した日をいいます（40 条通達 36。））の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供するときは、非課税承認を継続することができます（措法 40⑥⑬）。

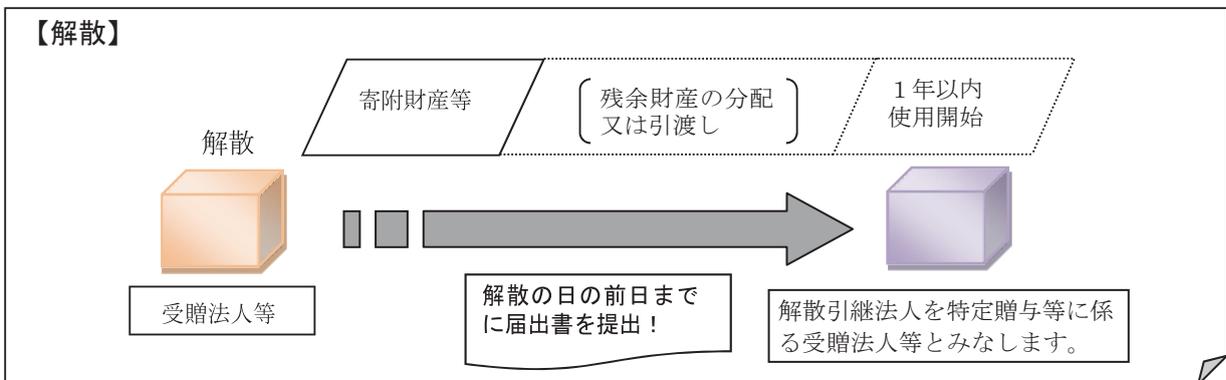
この特例の適用を受けるためには、特定贈与等に係る受贈法人等が、一定の事項を記載した届出書（95 ページ参照）及び必要な添付書類（96 ページ参照）を、**合併の日の前日までに**受贈法人等の納税地を所轄する税務署長に提出する必要があります（措法 40⑥、措令 25 の17⑳）。



ホ 特定贈与等に係る受贈法人等が解散する場合における非課税承認の継続の特例【措法 40⑦】

特定贈与等に係る受贈法人等が、解散（合併による解散を除きます。）による残余財産の分配又は引渡しにより寄附財産等を他の公益法人等（以下「解散引継法人」といいます。）に移転する場合に、解散引継法人が、その移転を受ける寄附財産等を、原則として、解散の日（残余財産の分配又は引渡しの日をいいます（40 条通達 38。））の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供するときは、非課税承認を継続することができます（措法 40⑦⑬）。

この特例の適用を受けるためには、特定贈与等に係る受贈法人等が、一定の事項を記載した届出書（97 ページ参照）及び必要な添付書類（98 ページ参照）を、**解散の日の前日までに**受贈法人等の納税地を所轄する税務署長に提出する必要があります（措法 40⑦、措令 25 の17㉑）。



## へ 特定贈与等に係る受贈法人等が公益認定の取消しの処分を受けた場合における非課税承認の継続の特例【措法 40⑧】

特定贈与等に係る受贈法人等で公益認定の取消しの処分（公益認定法 29①②）（非課税承認の取消事由に該当しないものに限ります。以下「特定処分」といいます。）を受けた後、特定一般法人（5 ページを参照してください。）に該当することとなったことから、定款の定めに従い、公益目的取得財産残額（公益認定法 30②）に相当する額の財産（以下「引継財産」といいます。）を他の公益法人等（以下「引継法人」といいます。）に贈与する場合に、引継法人が、その引継財産のうち寄附財産等に相当する部分（以下「公益引継資産」といいます。）を、原則として、贈与の日（贈与の履行の日をいいます（40 条通達 39。））の翌日から 1 年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供するときは、非課税承認を継続することができます（措法 40⑧⑬）。

この特例の適用を受けるためには、特定贈与等に係る受贈法人等が、一定の事項を記載した届出書（99 ページ参照）及び必要な添付書類（100 ページ参照）を、**贈与の日の前日までに**受贈法人等の納税地を所轄する税務署長に提出する必要があります（措法 40⑧、措令 25 の 17⑳）。

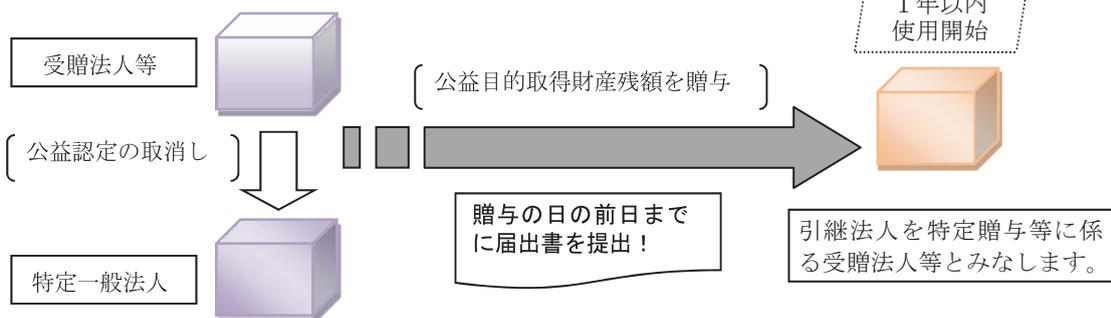
（注） 公益引継資産が金銭である場合には、その金銭の全部をもって引継法人の公益目的事業の用に直接供することができる財産を取得し、原則として、贈与の日の翌日から 1 年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することが必要です（40 条通達 40）。

### 「公益引継資産」とは

引継法人に贈与される引継財産のうち、寄附財産等に相当する部分をいいます。

具体的には、引継財産が寄附財産等である場合にはその寄附財産等をいいますが、引継財産がその寄附財産等以外のものである場合には、公益目的取得財産残額に、その公益目的取得財産残額相当額のうち寄附財産等の特定処分を受けた日の前日における価額の占める割合を乗じて計算した金額に相当する額の資産をいいます（措令 25 の 17㉓、措規 18 の 19⑯⑰）。

### 【公益認定の取消し】



## ト 特定贈与等に係る特定一般法人が他の公益法人等へ寄附財産等を贈与する場合における非課税承認の継続の特例【措法 40⑨】

特定贈与等に係る特定一般法人が、寄附財産等を他の公益法人等（以下「受贈公益法人等」といいます。）に贈与する場合（公益目的支出計画（整備法 119①）に基づき、公益認定法第 5 条第 20 号に規定する法人に寄附する場合には限ります。）に、受贈公益法人等が、その贈与を受ける寄附財産等を、原則として、贈与の日（贈与の履行の日をいいます（40 条通達 41。））の翌日から 1 年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供するときは、非課税承認を継続することができます（措法 40⑨⑬）。

この特例の適用を受けるためには、特定贈与等に係る特定一般法人が、一定の事項を記載した届

出書及び必要な添付書類を、**贈与の日の前日までに**特定一般法人の納税地を所轄する税務署長に提出する必要があります（措法40⑨、措令25の17⑳）。

#### 「公益目的支出計画」とは

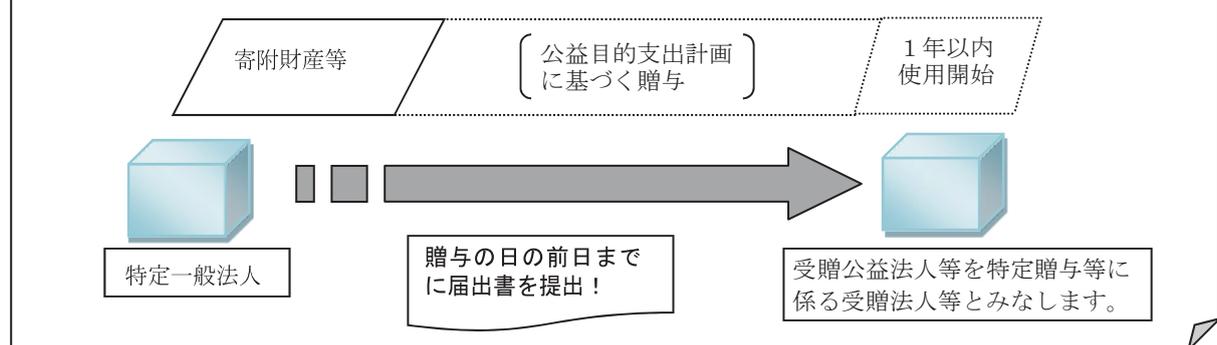
一般社団（財団）法人への移行の認可を受けようとする特例民法法人のうち一定のものが作成する計画で、その認可を受けたときに解散するものとした場合における残余財産の額に相当するものとしてその時点における純資産額を基礎として算定した一定額を公益目的のために支出することによりゼロとするための計画をいいます（整備法119①）。

なお、この計画を作成した特例民法法人が一般社団（財団）法人への移行の登記を行った後は、その法人は、この計画に基づいて公益目的の支出を行い、残額がゼロとなるまでの間は、行政庁の監督下におかれることとされています（整備法123）。

#### 「特例民法法人」とは

特例民法法人とは、整備法第38条の規定による改正前の民法第34条の規定により設立された社団（財団）法人であり、整備法第40条第1項の規定により整備法施行後においても一般社団（財団）法人として存続するもののうち、公益社団（財団）法人又は一般社団（財団）法人への移行の登記を行っていないものをいいます。

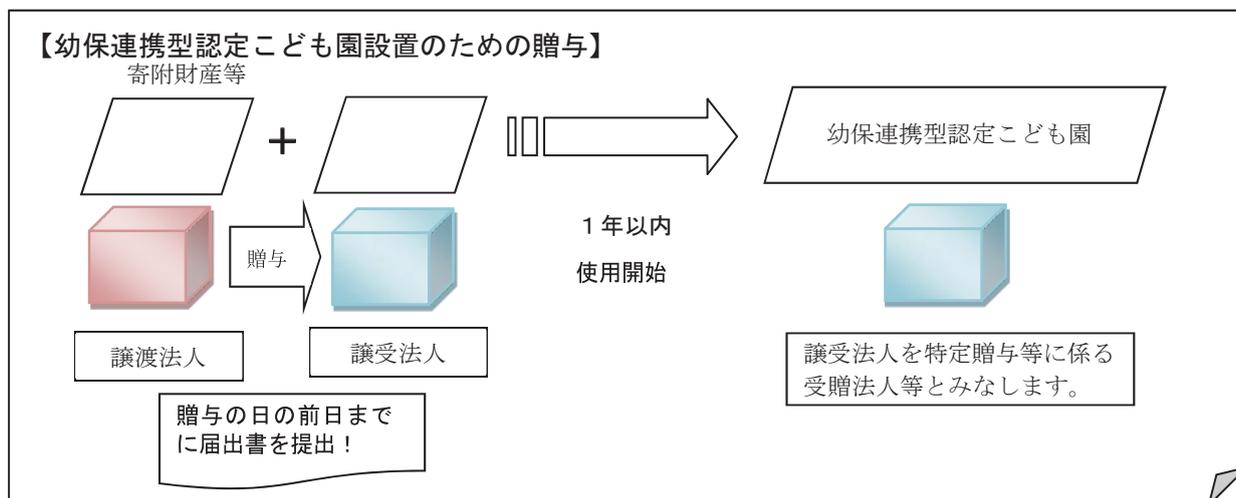
#### 【公益目的支出計画に基づく贈与】



#### チ 特定贈与等に係る受贈法人等が幼保連携型認定こども園を設置するために、他の公益法人等へ財産等を贈与する場合における非課税承認の継続の特例【措法40⑩】

特定贈与等に係る受贈法人等（幼稚園又は保育所等を設置する者で、その施設の廃止の認可の申請をしているものなど一定の要件を満たすものに限ります。以下「譲渡法人」といいます。）が、寄附財産等（その幼稚園又は保育所等に係る事業の用に供されているものに限ります。）を他の公益法人等（幼保連携型認定こども園、幼稚園又は保育所等を設置しようとする法人で、その設置の認可の申請をしているものなど一定の要件を満たすものに限ります。以下「譲受法人」といいます。）に贈与する場合に、譲受法人が、その贈与を受ける寄附財産等を、原則として、贈与の日（贈与の履行の日をいいます（40条通達42。）の翌日から1年を経過する日までの期間内に幼保連携型認定こども園を設置、運営する事業の用に直接供するときは、非課税承認を継続することができます（措法40⑩⑬、措令25の17⑳㉓㉔）。

この特例を受けるためには、譲渡法人が、一定の事項を記載した届出書（101ページ参照）及び必要な添付書類（102ページ参照）を、**贈与の日の前日までに**譲渡法人の納税地を所轄する税務署長に提出する必要があります（措法40⑩、措令25の17⑳）。



リ 特定贈与等に係る受贈法人等から合併等により資産の移転等を受けた場合における非課税承認の継続の特例【措法40⑪⑫】

上記ニの「公益合併法人」、への「引継法人」、トの「受贈公益法人等」及びチの「譲受法人」（以下「公益合併法人等」といいます。）が、特定贈与等に係る受贈法人等から合併等により資産の移転等を受けた場合において、上記ニ、へ、ト及びチに係る非課税承認の継続の特例の適用を受けるための要件を満たしているときでも、その特定贈与等に係る受贈法人等がその非課税承認の継続の特例に係る届出書等を提出期限までに提出していないときは、非課税承認を継続することはできません。

ただし、上記ニ、へ、ト及びチに係る非課税承認の継続の特例の適用を受けるための要件を満たしている場合において、公益合併法人等が、その合併等により移転等を受けた資産が寄附財産等であることを知った日の翌日から2か月を経過する日の前日までに、次の「届出書一覧」のうちの該当する届出書及び必要な添付書類を、公益合併法人等の納税地を所轄する税務署長に提出したときは、非課税承認を継続することができます（措法40⑪⑫、措令25の17⑳㉑）。

**【届出書一覧】**

- ・ 租税特別措置法第40条第11項の規定による公益法人等から合併により資産の移転を受けた場合の届出書
- ・ 租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた当初法人から公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けた場合の届出書
- ・ 租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による特定一般法人から公益目的支出計画に基づき贈与を受けた場合の届出書
- ・ 租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による譲渡法人から幼保連携型認定こども園の設置のために財産等の贈与を受けた場合の届出書

ヌ 受贈法人等が公益認定を受けた場合等における書類の提出

特定贈与等に係る受贈法人等が、公益認定を受けた場合など、次に該当する場合には、それぞれに掲げる届出書の提出が必要となります。

(イ) 特定贈与等に係る特定一般法人が公益認定を受けた場合

特定贈与等に係る特定一般法人が、公益認定（公益認定法4）を受けた場合には、一定の事項を記載した届出書（104 ページ参照）及び必要な添付書類（105 ページ参照）を、その認定を受けた日から1か月以内に特定一般法人の納税地を所轄する税務署長に提出する必要があります（措

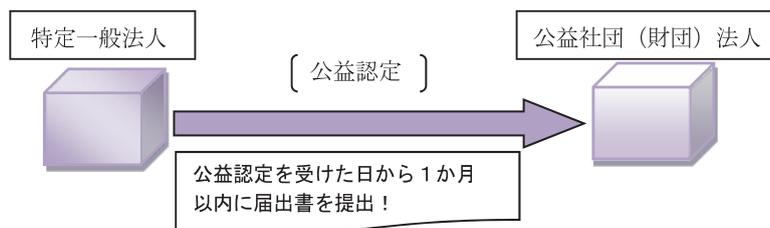
法 40⑭、措令 25 の 17⑳)。

- (㊦) 特定贈与等に係る公益社団（財団）法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合

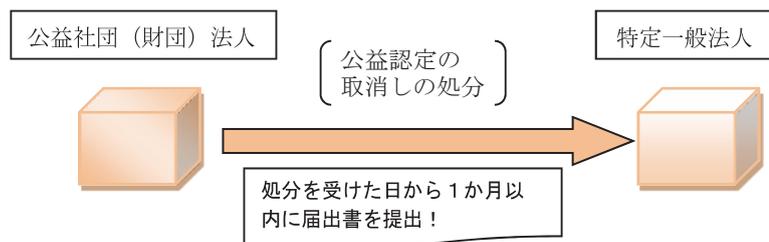
特定贈与等に係る公益社団（財団）法人が、公益認定の取消しの処分（公益認定法 29①②）を受けた場合には、一定の事項を記載した届出書（106 ページ参照）及び必要な添付書類（107 ページ参照）を、**その処分を受けた日から 1 か月以内に**公益社団（財団）法人の納税地を所轄する税務署長に提出する必要があります（措令 25 の 17⑳)）。

#### 【公益認定及び公益認定の取消しの処分に係る各種届出書の提出】

- (イ) 特定贈与等に係る特定一般法人が公益認定を受けた場合



- (㊦) 特定贈与等に係る公益社団（財団）法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合



#### ル 財産等を特定管理方法により管理している公益法人等における公益目的事業の用に直接供しなくなった場合等の届出【措令 25 の 17⑭】

特定贈与等に係る受贈法人等（寄附財産等を特定管理方法により管理している又は管理していた受贈法人等に限り、このルにおいて同じです。）が、特定管理方法により管理されていた寄附財産等を公益目的事業の用に直接供しなくなった場合など、次に該当する場合には、それぞれ次に掲げる届出書の提出が必要となります。

- (イ) 特定管理方法により管理されていた寄附財産等を公益目的事業の用に直接供しなくなった場合

受贈法人等が寄附財産等（特定管理方法により管理されていたものに限り、特定管理方法により管理されているものを除きます。）をその公益目的事業の用に直接供しなくなった場合には、一定の事項を記載した届出書（108 ページ参照）及び必要な添付書類（109 ページ参照）を、遅滞なく受贈法人等の納税地を所轄する税務署長に提出する必要があります（措令 25 の 17⑭一）。

- (㊦) 寄附財産等を特定管理方法により管理しなくなった場合

受贈法人等（学校法人及び社会福祉法人に限り、）が寄附財産等を特定管理方法により管理しなくなった場合には、一定の事項を記載した届出書（108 ページ参照）及び必要な添付書類（109 ページ参照）を、遅滞なくその受贈法人等の納税地を所轄する税務署長に提出する必要があります（措令 25 の 17⑭二）。

なお、受贈法人等（国立大学法人等、公益社団法人、公益財団法人及び認定NPO法人等に限り、）が寄附財産等を特定管理方法により管理しなくなった場合で、その事実をその公益法人等の所轄庁が知ったときは、その公益法人等の所轄庁は、その事実その他参考となるべき事項を、遅滞なくその公益法人等の納税地を所轄する税務署長に書面により通知することとされています。

#### ラ 公益目的事業の用に直接供しなくなった場合の届出【40条通達23の2】

特定贈与等に係る受贈法人等が、寄附財産等（特定管理方法により管理されているものを除きます。）を公益目的事業の用に直接供しなくなった場合には、一定の事項を記載した届出書（110ページ参照）及び必要な添付書類（111ページ参照）を、受贈法人等の納税地を所轄する税務署長に提出してください（40条通達23の2）。

なお、この届出書が提出された場合には、原則として、措法第40条第3項に規定する「第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈を受けた公益法人等が…当該贈与又は遺贈に係る財産又は代替資産…をその公益目的事業の用に直接供しなくなったこと」に該当することになり、非課税承認が取り消されることとなります。詳しくは14、15ページを参照してください。

#### ワ 公益法人等が所有する資産が特定贈与等に係る財産等であることの確認をする場合の申請【措法40⑩】

公益法人等が個人から寄附を受けた資産（その資産に係る代替資産、買換資産又は特定買換資産に該当するものを含みます。以下「受贈資産」といいます。）を所有する場合に、その受贈資産の移転につき上記イ、ロ及びニからチまでの非課税承認の継続の特例の適用を受けようとする場合には、その受贈資産が特定贈与等に係る財産等であるかどうかの確認を求めることができます。

この確認が必要な公益法人等は、一定の事項を記載した申請書及び必要な添付書類を、公益法人等の納税地を所轄する税務署長に提出する必要があります（措法40⑩、措令25の17⑪）。

なお、上記イ、ロ及びニからチまでに掲げる届出書の提出期限に間に合うよう、余裕を持って申請してください。

また、平成20年12月1日以後の寄附に係る受贈資産について確認を求めることができるのは、例えば、災害、盗難などにより、その公益法人等が非課税承認に係る通知書を消失した場合等に限られます（40条通達52）。

上記イからワまでの届出書又は申請書の用紙は、国税庁ホームページに掲載していますので、印刷してご使用ください。

【国税庁ホームページ】 <https://www.nta.go.jp>

【掲載場所】 「ホーム>税の情報・手続・用紙>申告手続・用紙>申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）>税務手続の案内（税目別一覧）>A4譲渡所得税関係」（令和7年6月現在）